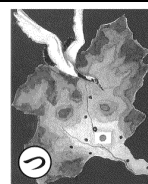




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年6月17日(水) 号外(第3号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第155号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月17日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2- { 2- [(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン (通称名 M e t h y l e n e d i o x y n i t a z e n e) 及びその塩類
- (2) 2- { [4- (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル} -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール (通称名 F l u e t o n i t a z e p y n e、N-p y r r o l i d i n o-f l u e t o n i t a z e n e) 及びその塩類
- (3) N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン (通称名 5-M e O-N i P T) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和8年6月18日